

平成 23 年度

復興庁 省庁別財務書類

[留意事項]

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。



# 目次

## 復興庁 省庁別財務書類（一般会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	7
参考情報	
1．復興庁の所掌する業務の概要	9
2．復興庁の組織及び定員	9
3．平成23年度歳入歳出決算の概要	9
4．公債関連情報	10



# 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

本会計年度 ( 平成24年 3月31日 )		本会計年度 ( 平成24年 3月31日 )	
<資産の部>		<負債の部>	
有形固定資産	2	賞与引当金	9
物品	2	退職給付引当金	2
無形固定資産	4	<b>負 債 合 計</b>	11
		<資産・負債差額の部>	
		資産・負債差額	△ 3
<b>資 产 合 計</b>	7	<b>負 債 及 び 資 产 · 負 債 差 額 合 計</b>	7

## 業務費用計算書

(単位：百万円)

本会計年度  
(自 平成24年 2月10日)  
(至 平成24年 3月31日)

人件費	4
賞与引当金繰入額	9
退職給付引当金繰入額	2
旅費等	140
その他の経費	57
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>213</b>

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

本会計年度  
(自 平成24年 2月10日)  
(至 平成24年 3月31日)

I	前年度末資産・負債差額	-
II	本年度業務費用合計	△ 213
III	財源	207
	主管の財源	1
	配賦財源	206
IV	無償所管換等	2
V	本年度末資産・負債差額	△ 3

## 区分別収支計算書

(単位：百万円)

本会計年度  
(自 平成24年 2月10日)  
(至 平成24年 3月31日)

### I 業務収支

#### 1 財源

主管の収納済歳入額	1
配賦財源	206
財源合計	<hr/> 207

#### 2 業務支出

##### (1) 業務支出（施設整備支出を除く）

人件費	△ 5
旅費等の支出	△ 145
その他の支出	△ 57
業務支出（施設整備支出を除く）合計	<hr/> △ 207

業務支出合計 △ 207

業務収支 -

### II 財務収支

財務収支 -

本年度収支 -

翌年度歳入繰入 -

本年度末現金・預金残高 -

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 減価償却の方法等

##### ① 有形固定資産

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

#### (2) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

##### ② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率

・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

#### (3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 重要な後発事象

#### (1) 組織・機構の大幅な変更

一般会計に所属する権利義務の一部については、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第15号）の規定に基づき、翌年度以降、東日本大震災復興特別会計に帰属することとされている。

### 3 翌年度以降支出予定額

#### (1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 6百万円

### 4 追加情報

#### (1) 合算する特別会計

合算すべき特別会計がないため、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている。

#### (2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

#### (3) 表示科目の説明

##### ① 貸借対照表

###### ア 資産の部

・「物品」には、取得価格が50万円以上の物品について取得価格で計上している。

・「無形固定資産」には、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費

用で計上している。

イ 負債の部

- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当及び非常勤職員の手当）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、退職手当及び賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、主管の徴収決定済額を計上している。
- ・「配賦財源」には、復興庁の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、内閣所管一般会計からの有形固定資産の譲受並びに内閣所管一般会計及び内閣府所管一般会計からの無形固定資産の譲受に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、一般会計の主管歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、復興庁の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当及び非常勤職員の手当）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。

(4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

## 附属明細書

### 1 貸借対照表の内容に関する明細

#### (1) 資産項目の明細

##### ① 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
物品	-	3	0	-	-	2
物品（美術品を除く）	-	3	0	-	-	2
小計	-	3	0	-	-	2
(無形固定資産)						
ソフトウェア	-	3	-	-	-	3
電話加入権	-	1	-	-	-	1
小計	-	4	-	-	-	4
合計	-	8	0	-	-	7

#### (2) 負債項目の明細

##### ① 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	-	-	2	2
合計	-	-	2	2

### 2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

#### (1) 財源の明細

##### ① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	個人	0
諸収入	雑入	個人	1
合計			1

#### (2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等（受）	内閣官房	1	物品	管理換による増	
財産の無償所管換等（受）	内閣官房	1	電話加入権	名義変更による増	
財産の無償所管換等（受）	内閣府	0	電話加入権	名義変更による増	
その他		△0	物品	分類換えによる減	
合計		2			

### 3 区分別収支計算書の内容に関する明細

#### (1) 財源の明細

##### ① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	個人	0
諸収入	雑入	個人	1
合計			1

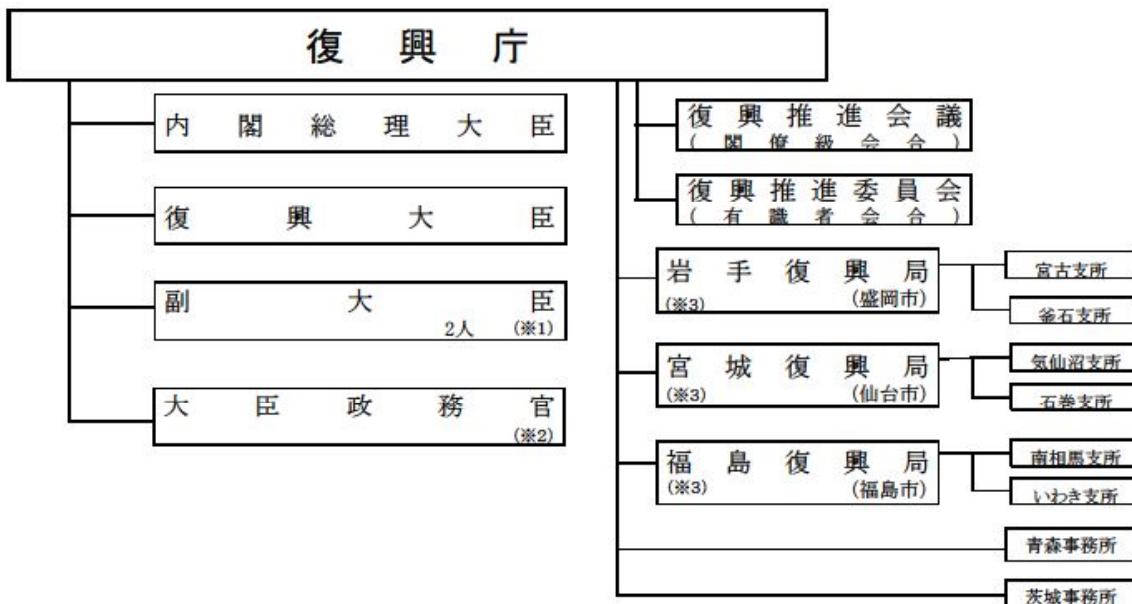
## 参考情報

### 1 復興庁の所掌する業務の概要

- (1) 東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- (2) 東日本大震災復興基本法第 2 条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

### 2 復興庁の組織及び定員

- (1) 組織図（平成 23 年度末現在）



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大蔵政務官の職を占める者をもって充てる。

※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

- (2) 定員（平成23年度予算定員）

復興庁の設置は平成 24 年 2 月 10 日であるため、平成 23 年度予算においては、予算定員は措置されていない。なお、平成 24 年度の予算定員は 120 名である。

### 3 平成 23 年度一般会計の歳入歳出決算の概要

歳入決算	歳出決算
収納済歳入額 <u>1百万円</u>	支出済歳出額 <u>207百万円</u>
(款) 国有財産利用収入 0百万円	(項) 内閣官房共通費 177百万円
(款) 諸収入 1百万円	(項) 東日本大震災復旧・復興推進調整費 30百万円

#### 4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>6,374,795 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>427,979 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>74,422 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>9,261 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>9,261 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>55 億円</u>

(参考) 公債関連情報における公債残高等の各省庁への配分方法の見直しについて

公債関連情報における公債残高等の各省庁への配分方法については、平成 23 年 2 月 17 日、「省庁別財務書類の作成について」が改訂され、従来の資産又は資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎とした配分方法から、公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎とした配分方法に変更された。